

市職員の給与等を公表します

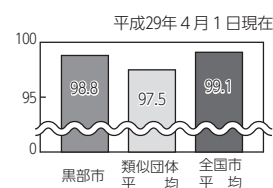
人事行政の 運営等の状況

市職員の給与は、法律に基づき市議会の審議を経て国・県に準じて条例で定められた額が支給されています。市民の皆さんにご理解いただくため、平成30年度の状況をお知らせします。

●問合せ 総務課 ☎54-2113

ラスパイレ 指数の状況

ラスパイレ指数とは、地方公共団体の行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額を、学歴別、経験年数別に対比させて比較し算出したもので国を100としたものです。



1. 特別職の報酬等

(平成30年4月1日現在)

区分	給料月額	区分	給料月額	期末手当
市長	920,000円	議長	454,000円	6月期 1.575月分
副市長	734,000円	副議長	400,000円	12月期 1.725月分
教育長	621,000円	議員	370,000円	計 3.300月分

2. 人件費

(平成29年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(H30.3.31現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
41,477人	20,918,576千円	559,013千円	2,621,608千円	12.5%

(注) 人件費には、特別職の給料、議員報酬などを含みます。

3. 職員給与費

(平成30年度普通会計当初予算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計(B)	
347人	1,273,471千円	193,862千円	504,185千円	1,971,518千円	5,682千円

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

4. 職員の平均給料月額および平均年齢

(平成30年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢	区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	304,402円	39歳10か月	技能労務職	297,183円	52歳11か月

(注) 一般行政職とは、医療職、保健職、税務職、福祉職(保育士・介護員)、水道企業職、幼稚園教諭、技能労務職を除いた職員です。

5. 一般行政職(経験年数別・学歴別)平均給料月額

(平成30年4月1日現在)

区分	初任給	経験年数		
		7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
高校卒	147,100円	212,000円	251,000円	258,100円
大学卒	179,200円	233,788円	269,897円	312,550円

6. 職員手当

(平成30年4月1日現在)

区 分	内 容
期 末 手 当	平成30年度支給割合 6月期 1.225月分 12月期 1.375月分 計2.6月分
勤 勉 手 当	平成30年度支給割合 6月期 0.9 月分 12月期 0.9 月分 計1.8月分
退 職 手 当	勤続20年 自己都合 19.6695月分 勤奨・定年 24.586875月分 勤続30年 自己都合 34.7355月分 勤奨・定年 40.80375月分 勤続35年 自己都合 39.7575月分 勤奨・定年 47.709 月分 最高限度 自己都合 47.709 月分 勤奨・定年 47.709 月分
扶 養 手 当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 配偶者・子以外の扶養親族 月額 6,500円 扶養親族のうち16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 1人につき月額 5,200円を加算
住 居 手 当	借家等 月額 12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて支給(最高額 27,000円)
通 勤 手 当	交通機関等利用者 最も経済的かつ合理的であると認められる運賃などに応じて、全額支給(限度額 55,000円) 交通用具使用者 距離段階区分に応じて 2,610円～34,890円
特殊勤務手当	平成29年度普通会計 職員全体に占める手当支給職員割合 14.7% 支給対象職員 1人当たりの平均支給年額 5,631円 手当の種類(7種類) 市税徴収等事務従事手当、感染症防疫業務従事手当、行旅病人及び行旅死亡人の取扱業務従事手当、 鳥獣の死体処理等業務従事手当、用地買収及び物件移転交渉事務従事手当、特殊車両運転業務従事手当、 水道補修業務従事手当
時間外勤務手当	平成29年度 普通会計 支給総額 110,609千円 支給対象職員 1人当たり支給年額 389千円 平成28年度 普通会計 支給総額 105,059千円 支給対象職員 1人当たり支給年額 381千円

7. 施設別職員数

(各年4月1日現在)

年	本 庁	保育所	学校・幼稚園	病 院	その他・出先機関	合 計
H30	235人	79人	23人	568人	32人	937人
H29	234人	80人	24人	564人	31人	933人

8. 一般行政職の級別職員数

(平成30年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	37人	14.9%	5級	主幹・課長補佐	40人	16.1%
2級	主事・技師	41人	16.5%	6級	次長・課長	32人	12.8%
3級	主査・主任	63人	25.3%	7級	部長・理事	8人	3.2%
4級	係 長	28人	11.2%	計		249人	100.0%

9. 部門別職員数

(各年4月1日現在)

部 門	職員数		対前年 増減数	部 門	職員数		対前年 増減数		
	H30	H29			H30	H29			
一般行政部門	議 会	5人	5人	－	公営企業等 会計部門	病 院	564人	560人	4人
	総 務	53人	58人	▲ 5人		水 道	10人	10人	－
	税 務	17人	17人	－		下 水 道	10人	10人	－
	民 生	115人	113人	2人		そ の 他	16人	16人	－
	衛 生	15人	17人	▲ 2人		計	600人	596人	4人
	農林水産	26人	26人	－	合 計	937人 (988人)	933人 (988人)	4人	
	商 工	9人	9人	－					
	土 木	33人	31人	2人					
	計	273人	276人	▲ 3人					
特別行政部門	教 育	64人	61人	3人					
小計		337人	337人	－					

(注) 職員数は、一般行政職の職員に技能労務職等の職員数を加えたものです。
合計の()内は、条例定数の合計です。

10. 平成29年度分限処分の件数

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
0人	0人	11人	0人	11人

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

11. 平成29年度懲戒処分の件数

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
1人	0人	0人	0人	1人

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分です。